

1 水道の各種手続き

右記のような手続きを希望される場合は、お気軽にご連絡ください。	○開 栓	新しく水道を使用したい
	○閉 栓	水道の使用をやめたい
	○名義変更	使用者（契約者）の名義を変更したい
	○そ の 他	請求先変更や送付先を変更したいなど

2 お申込み方法

- 水道事業所において、手続きが必要となります。
水道の開栓や閉栓、名義変更等をしようとする場合には、書面で手続きを行っていただく必要がございます。電話での受付はできませんので、ご了承ください。（FAX、郵送でも受け付けます。） ※開栓の手続きは、余裕をもって届け出してください。

3 水道開栓にあたって留意事項

- 水道開栓の際には本人立会いは必要ありませんが、事前に使用箇所の「蛇口」すべてが閉まっている状態であることを確認してください。（開いている場合、開栓出来ない場合があります。）
- 水道開栓は、土日祝日は行っておりませんので、ご留意願います。

4 水道メーター検針について

- ① 水道メーター検針日
毎月メーター検針は17日頃から23日頃までの期間に実施しております。使用箇所の所在地により検針日がおおむね決まっておりますが、気象状況や交通事情等で遅れが出る場合にはご了承ください。
- ② 水道事業所からのお願い
水道メーター検針にあたり、「水道メーターボックス」上に駐車されたり物を置かれますと検針業務ができなくなりますので「水道メーターボックス」はいつでも開閉できるようにしてください。また、犬を飼われている場合はメーター検針に支障がないようご配慮願います。
- ③ 「上下水道ご使用量のお知らせ」（検針票）について
毎月の検針の際にお渡しする「上下水道ご使用量のお知らせ」は必ずご確認ください。検針票により翌月の「請求金額」と「使用水量」をご確認できます。また、急激な水量増加や検針時におけるお知らせにより「漏水」を速やかに把握することができます。漏水の疑いがある時は、「漏水の疑いについてのお知らせ」チラシを配布する場合があります。
また、毎月の検針メーターに変動がない場合には、不在確認等のメモを配布する場合があります。

5 水道料金及び下水道使用料の支払いについて

- ① 料金請求
水道メーター検針の際「上下水道ご使用量のお知らせ」にてお知らせした金額を翌月に請求させていただきます。料金は、1月につき水道料金と下水道料金を合算して請求します。（日割りはしていません。）
（例）メーター検針を8月に実施した場合は、当該料金等の請求月は9月となります。

② 支払方法

毎月11日頃に納付書(請求書)を郵送により送付しますので、当該納付書により下記の取扱金融機関等へ月末までご納入願います。

※取扱金融機関等【納付書を持参していただき窓口での納付となります。】

- 七十七銀行(本店・支店すべて)
- 石巻商工信用組合(松島支店のみ)
- 仙台農業協同組合(松島支店のみ)
- ゆうちょ銀行(東北6県内)
- 松島町役場 会計課
- 松島町水道事業所(水道お客様センター)
- コンビニエンスストア等

MMK 設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、ダイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

○ スマートフォン決済アプリ(令和3年4月1日より ※4月調定分から対象)

PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書

※領収書は発行されません。領収書が必要な場合は窓口納付が必要です。

③ 口座振替を希望される場合

※口座振替取扱金融機関

- 七十七銀行(本・支店すべての口座)
- 石巻商工信用組合(松島支店の口座のみ)
- 仙台農業協同組合(松島支店の口座のみ)
- ゆうちょ銀行(すべての口座)

※口座振替日

- 口座振替日は毎月20日となります。当該振替日が土・日曜及び祝祭日の場合は、金融機関の直近の翌営業日となります。

※手続方法

- 口座振替を希望する金融機関に当該口座の「通帳」及び「お届け印」をご持参いただき、窓口にて「口座振替依頼書」用紙を受け取りご記入及び押印し、金融機関窓口にお届けください。口座振替への切替時期につきましては「届出日」の属する月の「翌月」又は金融機関への口座振替依頼時期の都合上、「翌々月」となることもありますのでご了承ください。

※振替不能に係る料金について

- 振替口座が残高不足等の理由により振替できない場合は、当該料金等は未納となりますので残高には十分にご注意ください。振替結果につきましては通帳をご記帳いただきご確認ください。当該料金に係る納入につきましては直接、水道事業所にご来庁いただきご納入いただくか、料金等未納の場合は翌月以降「督促状」にてお知らせしますので当該「督促状」により取扱金融機関等(督促状裏面の記載事項をご確認ください)によりご納入ください。

<再振替は重複納入防止のため実施しておりませんのでご了承ください。>

6 水道の「漏水」について

① 漏水の確認方法について

各個人でも漏水の有無について確認することができます。検針票の裏面を参考にご確認ください。漏水方法の確認の仕方が分からない場合は水道事業所(水道お客様センター)までご相談ください。

② 漏水修理について

漏水は月々の料金の負担が多くなる原因です。漏水をしている場合は、早急に修理するようにしましょう。また、水道給水管等の修理は、町が指定する水道業者以外はできません。修理業者が分からない場合は水道事業所(水道お客様センター)までご相談ください。

③ 漏水修理に係る費用

敷地内の漏水に係る「修理費用」は、水道メーターの内側・外側に問わず個人負担となり、町では負担しませんのでご了承ください。アパートや借家の場合は、トラブル防止のため事前に貸し主(大家)と相談してから依頼するようにしましょう。

④ 冬期間の凍結防止について

気温が下がる季節になると、水道の凍結事故がおおくなります。ご家庭で以下の点に注意しましょう。

- ・長期間留守にする際には、水抜き栓を閉める。
- ・凍結防止ヒーターの作動状態の確認
- ・屋外に設置している散水栓や水栓柱の水抜きの確認
- ・露出している水道管にタオルや毛布などを巻いたり、メーターボックス内に布を入れて凍結対策

7 問い合わせ先

○ 松島町 水道事業所 水道お客様センター

郵便番号 981-0215

住 所 松島町高城字田中二, 1 番地

電 話 022-290-0005

F A X 022-355-0711

お客様センター案内図

